

## 秋田県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定に基づき公示する。

令和5年4月25日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

### 1 実施日時

#### (1) 講習

令和5年6月13日（火）及び同月14日（水）の午前9時から午後5時30分まで

#### (2) 修了考査

令和5年6月21日（水）午前9時から午前10時まで

### 2 実施場所

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部

### 3 受講申込方法等

#### (1) 申込期間

令和5年5月1日（月）から令和5年6月2日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

#### (2) 申込場所（問合せ先）

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部交通部交通指導課指導取締第二係（電話018-863-1111内線5125）

#### (3) 申込方法

次の書類等を前記(2)の申込場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名記載のこと。） 1枚

ウ 運転免許証等顔写真が貼付された身分を証明するもの

#### (4) 講習手数料

20,000円（受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。）